

## 大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(新規・継続用)

- ◎ 日本学生支援機構「給付奨学金」は、採用になると併せて授業料も減免になります。給付奨学金「新規申請者」および「給付奨学生（現在停止中の人も含む）」は、この申請書を必ず提出してください。
- ◎ 【前期のみ】 予約採用における給付奨学金採用候補者は、**①入学料徴収猶予願** **②採用候補者決定通知原本**（進学先提出用） **③新様式 1**（本申請用紙） **④返信用封筒【角 2 サイズ/返送先住所・宛名を記入/学籍番号(または受験記号番号) /140円切手貼付】** 4点を併せて提出してください。  
※後期申請時は必要ありません。
- ◎ 日本学生支援機構「給付奨学金」を希望する場合は、別途申請手続きが必要です。この様式では申請できませんのでご注意ください。

年 月 日

総 長 殿

私は、貴学(貴校)に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」という。)を通じ、東北大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が東北大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入、当てはまるものに☑してください。(※を付した項目については、該当者のみ記入すること。)

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏 名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日生( 歳)	携帯電話番号		
	所属学部・学科等	学年		学籍番号	(学籍番号がわからない場合は受験記号番号)
	過去に本学以外で本制度の支援を受けた場合、その学校名、期間(※)	(学校名)	(期間/月数) 年 月～ 年 月 / 月		
	過去に本学以外で本制度の入学料減免を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない				
	入学料について(4月入学者は4月現在、10月入学者は10月現在)(※) <input type="checkbox"/> 納付済 ・ <input type="checkbox"/> 入学料徴収猶予願提出済 今年度入学料が発生している方のみ回答してください*				
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報				
新規	高校在学時に予約採用の申込を行った者(採用候補者決定通知をお持ちの方)				
	<input type="checkbox"/> I 区分	<input type="checkbox"/> II 区分	<input type="checkbox"/> III 区分	大学記入欄： 入 採 /	
継続	<input type="checkbox"/> 在学定期採用申請(予定)				
	継続申請 (給付奨学金の奨学生番号: _____ - 04 - _____)				
	<input type="checkbox"/> I 区分	<input type="checkbox"/> II 区分	<input type="checkbox"/> III 区分	<input type="checkbox"/> 停止中	

## 申請書の作成にあたっての注意事項

- イ. 「大学等における修学の支援に関する法律による修学支援」（以下、「修学支援」という）は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、授業料免除申請希望者は、原則として日本学生支援機構給付奨学金の申込みが必要です。予約採用等で給付奨学金が不採用になった、等の理由により、給付奨学金の申込みを行わず、授業料免除申請のみ希望する場合は、申請資格の有無等について、経済支援係にて確認してください。
- なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、この「修学支援」による授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- また、認定を受けた場合でも、学校による懲戒処分を受けたり、適格認定（学業）により「廃止」となったときは資格を喪失し、授業料支払いの義務が発生します。
- ロ. 過去に、この「修学支援」による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ハ. 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ニ. 本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合、家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙の提出が必要ですので、経済支援係までお問い合わせください。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、不要です。）
- ホ. 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。